

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax 092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 筑後川花火大会

3年ぶりに開催



筑後川花火大会が3年ぶりに開催され、夜空に大輪の花火が打ちあがりました。

この花火大会は、1650年、久留米藩2代藩主有馬忠頼が水天宮に社殿社地を寄進し、その落成にあたって発

揚したのが始まり。その後水天宮奉納花火大会として続き、昭和40年に筑後川花火大会と名前が変わり開催されてきたものです

今年は、コロナ禍で、30分間に短縮されましたが、6000発の花火は、圧巻でした。



## 地域別最低賃金(2022年) が公表されました

中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）の小委員会は、10月に改訂される令和4年度の地域別最低賃金の目安を全国平均で、時給961円とすると決め、公表しました。

「地域別最低賃金額」とは、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。

今年の議論では、物価高の影響をどう評価するかが、最大の焦点でした。「前年度比の上げ幅

は、31円と過去最大で、伸び率は3.3%になった。」と評価するような報道もありますが、この間政府は、早期に最低賃金を1000円にする目標を掲げてきました。

日本の最低賃金

は、他の先進国（ドイツ約1,600円、フランス約1,450円など）と比べると見劣りがします。

引き上げの目安は各地域の経済状況に応じ、都道府県ごとにA～Dの4つに分類されていますが、九州の各県は、C、Dに分類され30円アップに区分されています。

最低賃金の引き上げは、パートやアルバイトなどの非正規の従業員への影響が大きく、こうした非正規の従業員に支えられている中小企業にとっては、賃金の引上げ原資の確保など厳しい対策が求められているといえます。

県名	新最低賃金	現行最低賃金、
福岡	900円	870円
佐賀	851円	821円
長崎	851円	821円
熊本	851円	821円
大分	852円	822円
宮崎	851円	821円
鹿児島	851円	821円
沖縄	850円	820円
全国加重平均	961円	930円

今回示された最低賃金の目安額は、今後、各地域の経済状況に応じて、都道府県毎に目安額をもとに決定されます。



庭の片隅のデラウェアが色づきました。

人事労務センターホームページ



<https://roumu.b-souken.com>

Eメール : [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 健康保険・厚生年金の適用拡大 の具体的な進め方

### Q&A

Q：前月号の社会保険の適用拡大の具体的な進め方は、どうすればいいですか

A：社会保険（健康保険・厚生年金）の適用拡大は、現行では501人以上の事業所で適用されていますが、令和4年10月より、従業員数が101人以上の企業（事業所）で、①週の労働時間が20時間以上30時間未満②月額賃金が、8.8万円以上③2カ月を超える雇用の見込みがある④学生ではない。の4要件を満たす従業員に適用されます。

Q：職員が130人ですが、そのうち対象となる職員が10人程度ですが、具体的な準備は、どうすればいいですか？

A：対象となる企業（事業所）には、事前に、手続き内容等を説明する書類が届きますので、その資料にそって加入対象者の把握を行い、対象となる従業員に対して社会保険の適用拡大により被保険者が受けるメリットや、資格要件等の説明が必要です。

Q：社会保険に加入した場合のメリットとは、どんなことでしょうか？

A：社会保険（健康保険・厚生年金）に加入することで、特に、厚生年金保険によって老齢・障害・遺族年金の保障が、これまで、基礎年金だけだったものが、厚生年金が上乗せされて2階建てとなり年金額が増加します。

Q：社会保険の保険料はどうなりますか？

A：保険料負担は、会社と折半となります。

Q：対象拡大によって、事業所にメリットはありますか？

A：事業所にとっては、新たな保険料の負担が増えますが、メリットとしては、これまで健康保険・厚生年金の対象ではなかった短時間労働者への社会保障への加入による雇用環境の改善によって求人条件が良くなります。

※詳細は、お尋ね下さい。

## 助成金情報

## キャリアアップ助成金 正社員化コース

キャリアアップ助成金の正社員コースが令和4年4月1日より変更されました。

正社員化コースの変更は、有期雇用労働者から、無期雇用労働者への転換コースが廃止され、助成金は、以下の内容です。

①有期雇用労働者から、正規雇用労働者への転換：1人当たりの助成額は、57万円

②無期雇用労働者から、正規雇用労働者への転換：1人当たりの助成額は、28万5千円

両コースとも令和4年10月1日以降の正社員転換から適用されます。

### \*正社員定義の変更

「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限ることとなります。

その他、非正規雇用労働者定義が変更され、「賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6カ月以上受けて雇用している有期または無期雇用労働者となります。



## あとかき

毎日暑い日が続いています。

遠くに見えていた入道雲が、今まで晴れていた空を覆い、突然、大粒の雨が降り出しました。

それでも、暑さは全く変わらず30度超えの気温に汗が止まりません。

まだまだ暑い日が続いています。お互いに、健康に留意して、この夏を乗り切りましょう。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)